

所管部課		子ども未来部 保育課		部長		志村 明子									
件 名		東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について													
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項									
関係事項	条例規則	東大和市立保育園設置条例													
	部課機関														
1. 要 旨 東大和市立狭山保育園の段階的廃園に伴い、令和7年4月以降、3歳児の受け入れをしないことから、本規則に規定されている定員について改正するものである。 (1) 改正内容 第5条の表を次のように改める。 <table><tr><td>名称</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>東大和市立狭山保育園</td><td>20人</td><td>23人</td><td>43人</td></tr></table> (2) 施行日 令和7年4月1日								名称	4歳児	5歳児	合計	東大和市立狭山保育園	20人	23人	43人
名称	4歳児	5歳児	合計												
東大和市立狭山保育園	20人	23人	43人												
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み。															
3. 留意事項（問題点等）															
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。															
5. 審議結果															

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。